

松江市フッ化物塗布事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市フッ化物塗布事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、早期からの歯科保健対策として幼児へのフッ化物塗布（以下「フッ化物塗布事業」という。）を実施することにより、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 9 条及び第 10 条に基づき、母子保健に関する知識の普及及び必要な保健指導を行うことで、乳歯の虫歯予防、歯及び口腔に関する健康意識を普及し、及びかかりつけ歯科医を持つきっかけづくりを目的とする。

(実施方法)

第 2 条 フッ化物塗布事業は、松江市歯科医師会及び市長が適切と認める医療機関（以下「実施医療機関」という。）に委託して実施するものとする。

(対象者)

第 3 条 フッ化物塗布事業の対象者は、松江市の住民基本台帳に記載されている 1 歳 6 か月から 3 歳未満までの幼児とする。

(受診方法)

第 4 条 市長は 1 歳 6 か月児健診時に、1 回分のフッ化物塗布受診券（以下「受診券」という。）を対象者へ交付するものとする。

2 フッ化物塗布を受けようとする対象者の保護者は、受診券を実施医療機関に提出して受診するものとする。

3 受診券の有効期限は、受診券の交付日から当該対象者の 3 歳の誕生日前日までとする。

(費用の負担)

第 5 条 対象者のフッ化物塗布の受診に要する費用は、市が負担するものとする。

(委託料の請求)

第 6 条 実施医療機関は、委託料の支払いを受けようとするときは、フッ化物塗布事業を実施した月の翌月 10 日までに、松江市フッ化物塗布事業業務委託料請求書（別記様式）に第 4 条第 2 項の規定により保護者から提出を受けた受診券を添付し、市長に請求するものとする。

（委託料の支払い）

第 7 条 市長は、前条の請求を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（費用の返還）

第 8 条 市長は、偽りその他不正の手段によりフッ化物塗布を受けた者があるときは、その受診に要する費用の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

（守秘義務）

第 9 条 実施医療機関の職員は、事業の実施に当たり、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、フッ化物塗布事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。